

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進首都圏PR事業の

企画提案公募にかかる質問への回答

平成29年3月3日

	質問	回答
1	本件の審査を行う外部委員で構成される選定委員会とは、どのようなメンバーでしょうか。	選定委員会委員に関する質問にはお答えできません。 審査結果の発表時に氏名及び選任理由を公表します。
2	プレゼンテーション審査の、参加可能上限人数、DVDの再生の可否（モニター及びDVDデッキの持ち込みの可否）、会場の広さ、会場の下見の可否について。	プレゼンテーション審査への参加は5名以内でお願いします。 DVDの再生、モニター及びDVDデッキの持ち込みはできません。 プレゼンテーション審査の会場は、大阪府庁内会議室を検討中です。会場の下見はできません。
3	推進本部会議及び各自治体でお持ちの映像、写真データなどの使用は可能でしょうか。	可能です。 ただし、資料によっては、市への使用申請が必要な場合があります。
4	過去のアンケート結果の資料や世界文化遺産の登録のために作成された資料など閲覧は可能でしょうか。	平成29年2月3日に開催した東京シンポジウムのアンケート結果は閲覧可能です。 百舌鳥・古市古墳群の概要に関する資料は、ホームページにて公表しております。「世界文化遺産の登録のために作成された資料」の閲覧の可否は、資料の内容により異なります。
5	推進本部会議及び各自治体でお持ちのキャラクターの映像、画像、かぶりものなどの使用は可能でしょうか。 使用可能な場合、使用許諾及び著作権処理についても受託側で必要になりますでしょうか。 使用可能な場合、使用料金は発生いたしますでしょうか。	推進本部会議のキャラクターはありません。各市のキャラクターについては、調整のうえ使用可能です。 使用承諾及び著作権処理については、受託側にてお願いいたします。 各市のキャラクターの映像、画像、かぶりもの使用にかかる料金は発生しません。

6	仕様書P1の3の「(2)提案にあたっての留意事項」に関し、目標とする件数等について、ご要望の件数や、ご要望のメディアはありますでしょうか あるいは、メディア等に関係なく、目標とすべき数値はありますでしょうか。	提案者様の達成可能な目標件数、呼び込み可能なメディアをご提案ください。
7	公募要領P1の1の「(2)事業の趣旨・目的」について、大阪が世界に誇る歴史遺産「百舌鳥・古市古墳群」の価値や魅力とありますが、推進本部会議側では具体的にどういう価値や魅力があるとお考えでしょうか。	推進本部会議では、シンポジウム、ホームページ、リーフレット等を通じ、百舌鳥・古市古墳群をPRしておりますので、ご参考ください。
8	弊社は東京本社で、今回の御提案営業窓口は大阪となります。 応募書類関係の記入は、大阪事業所の住所、関西担当役員(代表者)名義でも宜しいでしょうか？あるいは本社の代表者および住所表記が必要でしょうか。	ご提案は、大阪事業所の住所、関西担当役員(代表者)様名義でも問題ありません。 推進本部会議と本件にかかる契約を締結する場合は、原則として代表取締役を契約の相手方とさせていただきます。
9	提案書類は、別紙で御準備する場合、様式2のアピールポイントの箇所は記入する必要がないという理解で宜しいでしょうか。	様式2の「3 企提案書のアピールポイント」を別紙でご用意いただく場合、様式2の当欄の記入は必要ありません。
10	様式4について、実績は最低3件必要という理解でしょうか。	3件以上を求めるものではありません。公募要領P2の「3 公募参加資格」の(6)を満たす実績をご記入ください。
11	セミナー開催などを企画する場合、推進本部会議様で無償で借りられる会場などはございますでしょうか。	無償で使用できる会場はございません。